

はじめに

平成 21 年 12 月 15 日に、企業の農業参入の要件緩和など「平成の農地改革」とも呼ばれる新農地法が施行され、その 1 年後の平成 22 年 12 月に本書の第 1 版にあたる「企業のための農業参入の手続と申請書類作成の実務」、平成 26 年 5 月には、第 2 版「新規農業参入の手続と農業生産法人の設立・運営」、平成 28 年 5 月には、第 3 版「改訂版 新規農業参入の手続と農地所有適格法人の設立・運営」を発行させていただきました。

このようななか、農業界では、法改正とともに企業の新規参入がますます増え、参入した企業の数は平成 30 年 12 月末で 3,286 法人にまで達しました。改正前の約 5 倍のペースで増加しています。

また、企業だけでなく個人の新規就農についても、平成 24 年度より、45 歳未満（2019 年度より 50 歳未満）の新規就農者に対して給付金が支給される「青年就農給付金制度（現：農業次世代人材資金）」が開始され、平成 24 年度の農業外からの新規就農者は前年の 2,100 人に対し 3,010 人、平成 30 年度は 3,240 人となり、なかでも若年層の新規就農者の増加が顕著にみられました。

さらには、従来からある農業（農作物の生産販売＝第一次産業）だけにとどまらず、加工販売、レストラン、サービス業等を含めた、いわゆる農業の 6 次産業化も進み、法制度面でも、平成 22 年の 6 次産業化法施行、平成 24 年の 6 次産業化ファンド法の施行など、各種の支援策も創設されました（令和元年 12 月 27 日現在の 6 次産業化事業認定数累計 2,510 件）。

加えて、平成 28 年 4 月より、農地を所有できる農業生産法人が農地所有適格法人へと名称が変わり、その要件も大幅に緩和され、特に出資規制が緩和されることで、6 次産業化を含めた農業ビジネス事業体の出現、増加が見込まれます。このように、今、農業を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

ところで、農地・農業に関する法制度体系は、複雑でわかりにくく、情報も限られています。このことが、新規に農業参入したいと考える企業の方、個人の方にとっても、まだまだ大きな障害になっているとも感じます。

本書では、今後ますます増えるであろう農業参入について、第1版、第2版、第3版の内容を最新の法令にあわせて修正するとともに、主に法制度面から農業参入後の運営・経営にも役立てていただけるよう、認定農業者制度、6次産業化法、農薬取締法、食品衛生法、有機JAS制度等についても言及しています。

農業参入を考える企業担当者の方、個人で新規就農を目指す方はもちろん、これらの手続きを行う専門家、申請を受ける官公署関係の方にもご活用いただけるよう、根拠条文、根拠通知等の提示に心がけ、各種書式も多数掲載しております。

本書により、農業参入、新規就農が適切に進み、皆さま方の経営の発展、地域の発展、ひいては日本農業の発展の一助になりましたら幸いです。

令和2年4月

行政書士 田中康晃

Contents

序 章 農業を取り巻く最近の動向

第1節 新規就農者の推移

- | | |
|-----------------------------|----|
| 1 農外からの新規農業参入企業の増加 | 16 |
| 2 農外からの若年新規参入者数の増加（個人）..... | 18 |

第2節 その他の農業に関する動向

- | | |
|----------------------------------|----|
| 1 農業の6次産業化の動き | 21 |
| 2 国家戦略特区 | 23 |
| (1) 農業委員会と市町村の事務分担..... | 23 |
| (2) 農地所有適格法人（旧農業生産法人）の要件緩和 | 23 |
| (3) 農家レストランの農用地区域内設置容認 | 23 |

第1章 農業参入手続の基礎知識

序節 農業参入への第一歩

～農業を始める前にまず必要なこと

- | | |
|-------------------|----|
| 1 事業プランを立てる | 26 |
| 2 作物を選ぶ | 27 |
| 3 農地確保 | 30 |
| 4 農地法の許可手続 | 31 |

第1節 農地法に関する基礎知識

1 農地法の許可とは？	32
2 農地とはどのような土地のことか？	35
3 どこに許可を申請すればよいのか？	43
● 市町村農業委員会	44
4 許可を得るために必要な条件（許可要件）	44
(1) 全部効率利用要件	45
(2) 農地所有適格法人要件	47
(3) 農作業常時従事要件	47
(4) 下限面積要件	49
(5) 地域との調和要件	50

第2節 農地所有適格法人に関する基礎知識

1 農業法人と農地所有適格法人	52
(1) 農業法人の定義	52
(2) 農地所有適格法人の定義	53
(3) 農地所有適格法人の許可とは？	54
2 農地所有適格法人の要件	56
(1) 法人の組織形態要件	56
① 農事組合法人	57
② 株式会社	62
③ 持分会社	64
(2) 事業要件	66
① 主たる事業	66



② 農業関連事業	67
(3) 構成員要件	69
① 農地の権利提供者（農地法第2条第3項第2号イロハニ）	70
② 農作業委託農家（農地法第2条第3項第2号ヘ）	70
③ 農業の常時従事者（農地法第2条第3項第2号ホ）	71
(4) 役員要件	72
① 農作業	73
② 使用人	74
③ 代表者	74

第3節 平成21年改正農地法に関する基礎知識 (農地所有適格法人以外の法人による農地 賃借規制の緩和)

1 概要	75
2 平成21年改正農地法による農地賃借等の権利を取得するための要件	76
(1) 要件1 使用貸借による権利または賃借権の設定であること (農地法第3条第3項柱書)	76
(2) 要件2 解除条件付きの契約であること (農地法第3条第3項第1号)	77
(3) 要件3 地域において適切な役割分担を担うこと (農地法第3条第3項第2号)	78
(4) 要件4 継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること (農地法第3条第3項第2号)	79

(5) 要件5 業務を執行する役員が常時従事すること (農地法第3条第3項第3号)	79
3 農地の利用状況の報告	80
(1) 勧告	81
(2) 許可取消し	84

第4節 役所・官公署に関する基礎知識

1 農業委員会	86
(1) 概要	86
(2) 役割	86
(3) 組織	88
2 市町村役所（市町村役所の農村振興課、産業振興課、農林水産課等）	89
3 農業普及指導センター	89
4 都道府県農業委員会ネットワーク機構（旧都道府県農業会議）	90
5 農業協同組合	90
6 農地中間管理機構	90

第2章 農業参入手続の実践

第1節 農業参入の3つの方法

1 新規に法人を設立し農地所有適格法人化する方法	94
---------------------------------	-----------



(1) 概 要	94
(2) メリット	95
(3) デメリット	96
2 既存の法人を農地所有適格法人化する方法	96
(1) 概 要	96
(2) メリット	96
(3) デメリット	97
3 平成 21 年改正農地法を活用して農業参入する方法	97
(1) 概 要	97
(2) メリット	97
(3) デメリット	98
4 3つの方法の選択	98

第 2 節 新規に法人を設立して農業参入する方法

1 手続きの流れ (全体像)	100
2 基本構想の立案	102
(1) 営農類型の検討	102
① 営農類型の検討	102
② 地域の特性に合わせる	103
③ 販売先を想定する	103
(2) 売上目標の設定	104
(3) メンバーの選定	104
(4) 営農計画書案としてまとめる	105
3 農地の確保	105
(1) 農地確保の方法	105

(2) 農地確保の注意点	106
(3) 農地の権利移転に関する契約について	107
(4) 農地確保のポイント	108
4 詳細計画の作成（地域や官公署等との事前協議）…	109
(1) 作付計画の作成	109
① 栽培品目についての調査	110
② 作付計画案の作成	110
③ 作付計画の仕上げ	110
(2) 工数表（人員計画）の作成	110
(3) 設備投資計画の作成	113
(4) 収支計画の作成	113
(5) 定款案の作成	118
(6) 営農計画書としてまとめる	118
(7) 地域や官公署との事前協議	119
(8) 営農計画書の役割	120
① 法令記載事項の基礎資料としての役割	120
② 添付書類としての役割	122
③ 裏付け資料としての役割	123
5 申請書類の作成・確認 …	135
(1) 農地法第3条第1項の許可申請に関する法令・規則・判例・通知等の確認	135
① 許可申請全般に関する法令・規則・判例	135
② 申請書記載事項に関する法令・規則・通知	137
③ 申請書添付書類に関する法令・規則・通知	155
(2) 申請書、添付書類の作成	157
① 書類の作成	157

② 申請書、添付書類の事前確認	158
6 新規法人設立	159
(1) 定款の作成	159
① 絶対的記載事項	160
② 相対的記載事項	160
③ 任意的記載事項	160
(2) 農地所有適格法人（株式会社形態）の定款で注意すべき箇所	160
① 目的	160
② 本店所在地	162
③ 発起人の氏名または名称	162
④ 株式譲渡制限の定め	163
⑤ 譲渡制限株式の相続人等に対する売渡請求	163
⑥ 種類株式の発行、発行可能株式総数	164
⑦ 設立時取締役、代表取締役	165
⑧ 取締役の員数	165
⑨ 事業年度	165
(3) 定款の認証	178
① 定款への署名または記名押印、収入印紙の貼付	178
② 定款の認証	178
(4) 設立時発行株式に関する事項の決定	179
(5) 出資金の払込み	181
(6) 設立登記申請	182
① 設立登記申請書の作成	182
② 添付書類の作成	184
③ 印鑑届出書の作成	189

④ 申請用紙の作成	189
⑤ 設立登記申請	192
7 農地法第3条第1項許可申請.....	192
(1) 申請書、添付書類の仕上げ.....	192
(2) 農地の権利移転に関する契約書の締結	193
(3) 申請書、添付書類の提出（申請）	200
8 農業委員会会議への出席	200
9 農地法第3条第1項の許可	200

第3節 既存の法人を農地所有適格法人化する方法

1 手 続 き	204
2 手続上の留意点	204

第4節 平成21年改正農地法を活用して農業参入する方法

1 手 続 き	206
2 手続上の留意点	206
3 申請書、添付書類に関する法令規則	207

第3章 農業法人の運営

第1節 農業参入後の法手続

1 各種の届出	216
2 農地所有適格法人の報告	218
3 農地所有適格法人以外の法人の場合の報告 (農地法第3条第3項)	224

第2節 認定農業者

1 認定農業者制度	228
2 農業経営改善計画の作成	228
(1) 法令規則等の確認	229
(2) 基本構想の確認	229
(3) 農業経営改善計画の作成	230
3 認定の基準	233
4 認定農業者になろう	234

第3節 農業の6次産業化

1 農業の6次産業化	236
(1) 「農業の6次産業化」とは	236
(2) 6次産業化・地産地消法	237

第4節 農薬に関する基礎知識

1	概要	244
2	農薬の安全性確保のしくみ	244
3	農薬取締法	245
(1)	定義	245
(2)	登録制度	246
(3)	使用に関する規制	250
(4)	罰則規定	256
(5)	無登録農薬と失効農薬の関係	257
4	食品衛生法	258
(1)	農薬の残留基準	259
(2)	ポジティブリスト制度	259
(3)	法令順守の注意点	260

第5節 有機JAS制度

1	概要	264
2	有機JAS制度	271
(1)	有機JAS制度のしくみ	271
①	登録認定機関の登録	271
②	認定事業者の認定	271
③	認定事業者の調査	272
④	認定事業者による格付け	272
(2)	監視体制	277
(3)	有機JAS認定取得の方法	277

① 登録認定機関	277
② 認定基準の確認	278
③ 申請書類の作成、提出	279
④ 書類審査	279
⑤ 実地調査	280
⑥ 判定	280
⑦ 認定書の交付	280
⑧ 認定取得後	280

序 章

農業を取り巻く最近の動向

本書は、農業参入に関する書籍ですので、主として「これから農業を始めよう」とお考えの方に向けて、その手続きと運営等について解説をさせていただいております。本題である「農業参入手続」については、第1章以降に詳しく解説させていただくとして、まず、あらためて皆さまが取り組もうと考えている新規農業参入の現状について、解説していきたいと思います。



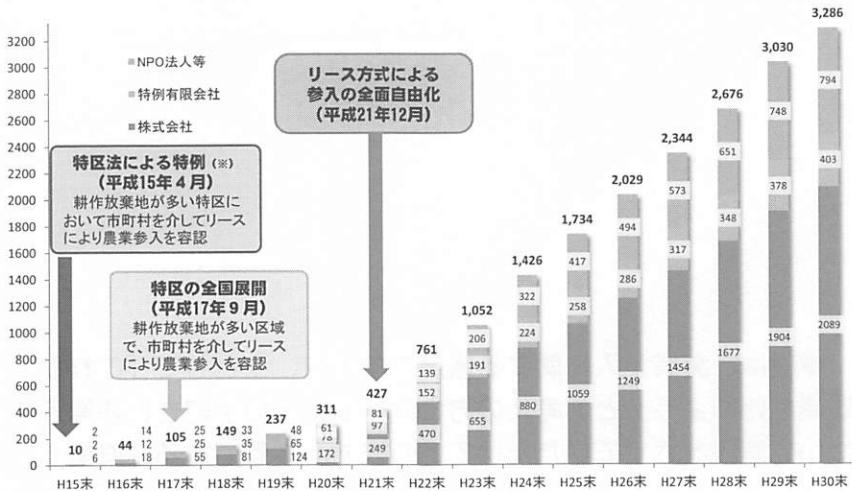
1 新規就農者の推移

1 農外からの新規農業参入企業の増加

平成 21 年に農地法の改正があり、企業（法人）の農業参入のハードルが大きく下がりました。これ以降、平成 22 年 1 月～平成 30 年 12 月の間に、3,286 社もの企業（法人）が、新たに農業を始め、地域の農業の担い手としても、着実に広がり、定着しつつあります。

ちなみに改正前の企業（法人）の参入数は平成 15 年 4 月～平成 21 年 12 月までで 427 社と、改正後の増加が顕著にみられます。

●一般法人の農業参入の動向（農林水産省のホームページより）



第1節 新規就農者の推移

●一般法人の農業参入数（都道府県別）

平成30年12月末現在

ブロック	都道府県	参入数	
北海道	北海道	107	107
東北	青森県	71	337
	岩手県	48	
	宮城県	43	
	秋田県	28	
	山形県	61	
	福島県	86	
関東	茨城県	77	986
	栃木県	37	
	群馬県	86	
	埼玉県	154	
	千葉県	54	
	東京都	19	
	神奈川県	81	
	山梨県	148	
	長野県	157	
	静岡県	173	
北陸	新潟県	85	175
	富山県	20	
	石川県	42	
	福井県	28	
東海	岐阜県	94	287
	愛知県	109	
	三重県	84	
近畿	滋賀県	28	449
	京都府	84	
	大阪府	55	
	兵庫県	197	
	奈良県	38	
	和歌山县	47	
中国四国	鳥取県	68	564
	島根県	56	
	岡山县	104	
	広島県	106	
	山口県	48	
	徳島県	26	
	香川県	36	
	愛媛県	60	
九州	高知県	60	342
	福岡県	68	
	佐賀県	20	
	長崎県	30	
	熊本県	91	
	大分県	45	
	宮崎県	26	
沖縄	鹿児島県	62	
合計	合計	3,286	

資料：農林水産省経営局調べ

2 農外からの若年新規参入者数の増加(個人)

平成 24 年より、45 歳未満（2019 年度より 50 歳未満）の新規就農者に対して、給付金が支給される「青年就農給付金制度（現：農業次世代人材資金）」が始まりました。この制度には、「準備型」「経営開始型」と呼ばれる 2 つのタイプがあり、どちらも独立自営就農をする事等を条件に、研修期間最大 2 年（準備型）、就農後最大 5 年（経営開始型）の最大計 7 年間にわたり、年間最大 150 万円の給付金が支給されるものです。

雇用、新規自営、新規参入者を含む、すべての新規就農者数は、平成 19 年 73,460 人、平成 30 年 55,810 人となっていますが、これを新規参

●新規就農者数

単位：人

区分	計	就農形態別						
		新規 自営農業 就農者		新規雇用 就農者		新規 参入者		
		49 歳以下	49 歳以下	49 歳以下	49 歳以下	49 歳以下	49 歳以下	49 歳以下
平成 19 年	73,460	21,050	64,420	14,850	7,290	5,380	1,750	820
20	60,000	19,840	49,640	12,020	8,400	6,960	1,960	860
21	66,820	20,040	57,400	13,240	7,570	5,870	1,850	930
22	54,570	17,970	44,800	10,910	8,040	6,120	1,730	940
23	58,120	18,600	47,100	10,460	8,920	6,960	2,100	1,180
24	56,480	19,280	44,980	10,540	8,490	6,570	3,010	2,170
25	50,810	17,940	40,370	10,090	7,540	5,800	2,900	2,050
26	57,650	21,860	46,340	13,240	7,650	5,960	3,660	2,650
27	65,030	23,030	51,020	12,530	10,430	7,980	3,570	2,520
28	60,150	22,050	46,040	11,410	10,680	8,170	3,440	2,470
29	55,670	20,760	41,520	10,090	10,520	7,960	3,640	2,710
30	55,810	19,290	42,750	9,870	9,820	7,060	3,240	2,360

農林水産省統計 「平成 30 年新規就農者調査」

※ 1 農家世帯員で調査期日前 1 年間の生活の主な状態が「学生」から「自営農業への従事が主」になった者および「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者

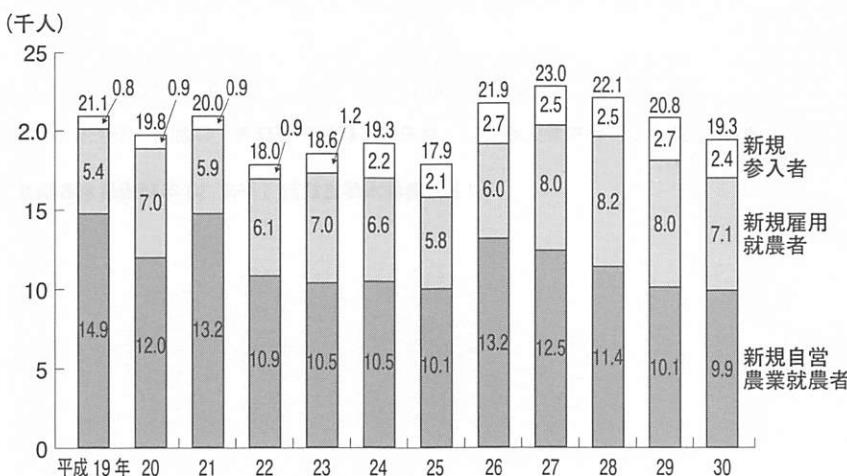
※ 2 調査期日前 1 年間に土地や資金を独自に調達（相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く）し、新たに農業経営を開始した経営の責任者

第1節 新規就農者の推移

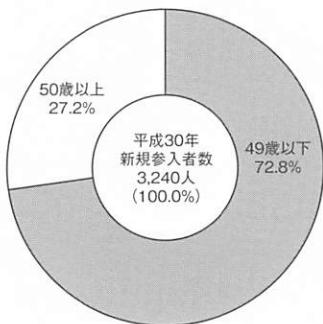
入者でみると、1,750人から3,240人へと大きく増加しており、中でも若年層の増加が顕著にみられます（前ページ、下記図表参照）。

これまでの新規就農者は、ほとんどが農家の子息（新規自営就農者）でしたが、農家出身ではない農外からの就農者（新規参入者）の割合も、少しづつ大きくなってきています。今後もこの傾向は続くものと思われます。

● 49歳以下の新規就農者数の推移（就農形態別）



●年齢別新規参入者数



●新規参入者数

単位：人

区分	計			経営の責任者 ・共同経営者		男女別	
		49歳以下	44歳以下	経営の 責任者	共同 経営者	男	女
平成 29 年 30	3,640 3,240	2,710 2,360	2,410 2,100	3,070 2,850	570 390	2,970 2,680	650 560
増減率 (%)	△11.0	△12.9	△12.9	△7.2	△31.6	△9.8	△15.2
構成比 (%)							
平成 29 年 30	100.0 100.0	74.5 72.8	66.2 64.8	84.3 88.0	15.7 12.0	81.6 82.7	18.1 17.3

注：平成 26 年調査から、新規参入者には、従来の「経営の責任者」に加え、新たに「共同経営者」を含む。

以上、農林水産省統計「平成 30 年新規就農者調査」



2 その他の農業に関する動向

1 農業の6次産業化の動き

平成22年12月3日「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(6次産業化・地産地消法)が公布され、これを受けて、農業の6次産業化への取組みが盛んになってきています(次ページ図表参照)。

現在、6次産業化による農家(企業も含む)の収益向上や地方の雇用拡大が期待されており、国、県、市などの自治体からの支援も多く、取組みのための環境は整いつつあります(詳しくは第3章で解説)。

- 6次産業化・地産地消法に基づく事業計画の認定の概要(累計:令和元年12月27日現在、農林水産省のホームページより)

1. 地域別の認定件数

地域	総合化事業計画の認定件数				研究開発・成果利用事業計画の認定件数
		うち農畜産物関係	うち林産物関係	うち水産物関係	
北海道	155	146	3	6	1
東北	372	336	12	24	4
関東	426	386	18	22	11
北陸	124	118	2	4	1
東海	231	199	14	18	0
近畿	386	351	13	22	3
中国四国	309	255	12	42	2
九州	448	376	28	44	5
沖縄	59	53	1	5	0
合計	2,510	2,220	103	187	27

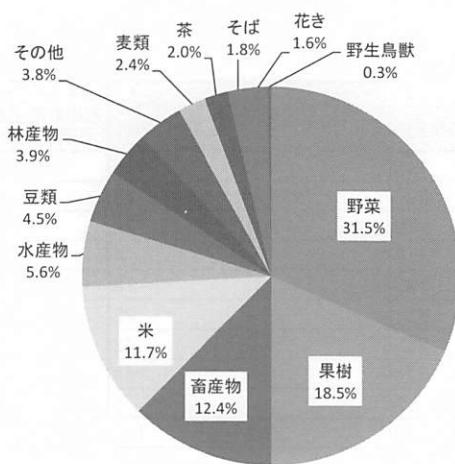
2. 総合化事業計画に認定件数の多い都道府県

(件数)	
北海道	155
兵庫県	116
宮崎県	112
長野県	98
熊本県	88

3. 総合化事業計画の事業内容の割合

(%)	
加工	18.6
直売	3.0
輸出	0.4
レストラン	0.4
加工・直売	68.7
加工・直売・レストラン	6.9
加工・直売・輸出	2.0

4. 総合化事業計画の対象農林水産物の割合



※複数の農林水産物を対象としている総合化事業計画についてはすべてをカウントした。

2 国家戦略特区

国家戦略特区とは、国が特区内において規制改革をすすめ特区をモデル地域として指定するもので、農業においては兵庫県養父市等がモデル地域として指定されています。

国家戦略特区の動向は、今後の法制度の動向を予測するにあたっての一つの指針にもなることから、農業の将来を見るには養父市等の動向は注目すべきです。

現在、養父市では以下のように農地法の規制が大幅に緩和されています。

(1) 農業委員会と市町村の事務分担

養父市と農業委員会の同意に基づき、養父市内全域の農地について、農地法3条1項本文に掲げる権利の設定または移転に係る農業委員会の事務の全部を養父市長が行うこととされています。

(2) 農地所有適格法人（旧農業生産法人）の要件緩和

役員の過半が農業の常時従事者かつその過半が農作業に従事するという要件だったものを、農作業に従事する役員が一人いれば、農地所有適格法人（旧農業生産法人）と同様の扱いとするものです。

これは本書にも記載しましたが、平成28年4月の法改正で特区にかかるわらず全国展開されることとなりました。

(3) 農家レストランの農用地区域内設置容認

同一市町内で生産される農畜産物またはそれを原材料として製造加工したものの提供を行う農家レストランについて、農業用施設として、農業者が農用地区域内に設置することを可能とするものです。

さらに今後の提案としては、農地所有適格法人（旧農業生産法人）のさらなる要件緩和として、

- ①農業者以外の議決権を1/2以上にする

②農業以外の売上高が1/2以上でも認める等が挙がっています。

これら特例を活用して、令和元年9月現在、養父市では、24の事業者が認定事業者となっています。今後の動向に注目です。

◎著者略歴◎

田中 康晃（たなか やすあき）

田中やすあき行政書士事務所 行政書士
合同会社エースクール 代表社員

1972年4月29日生まれ。明治大学法学部法律学科卒。

一部上場企業を経て、2006年3月に田中やすあき行政書士事務所設立。以来、企業の農業参入や農業生産法人設立等、農業分野に関する手続代行やコンサルティングを専門とする。年間相談件数は200件を超える。

2009年6月全国農業関係行政書士コンサルタント協議会を設立。行政書士等の専門家向けに、農業法手続きやコンサルティングに関する定期研修会を開催。

2012年6月合同会社エースクールを設立。神戸市で企業として農業参入を行い、農業経営、経営分析とともに、新規就農を考える方向けの農業塾の運営を行う。その他、毎日テレビニュースVOICE、読売テレビ報道番組、TBS「私の何がいけないの」にて農地専門家として出演、神戸新聞、農業専門誌等、メディアにも多数出演している。

ホームページ

<http://agrisupport.jp>（田中やすあき行政書士事務所）

<http://aschool.info>（合同会社エースクール）